

食の黄金文化・奥州

奥州地産地消こだわりの店「^{まい}う米のおうしゅう食の黄金店」認定制度実施要領

第1 目的

市産農畜産物の利用推進、地域の食文化等への消費者の理解促進を図るため、市産食材を安心して楽しむことができる飲食店等を奥州地産地消こだわりの店「^{まい}う米のおうしゅう食の黄金店」（以下「食の黄金店」という。）として認定する。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市産食材 市内で生産された農畜産物及びそれを使用した加工品
- (2) 飲食店等 市内に店舗を有し、市産食材を用いた料理を提供する飲食店、ホテル、旅館等

第3 申請の方法

- (1) 「食の黄金店」の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（様式第1号）を、奥州市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。
- (2) 認定申請は店舗毎に行うものとし、申請者は飲食店等の経営者とする。

第4 申請の期間

随時申請できるものとする。

第5 認定要件

次に定める全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市産食材の使用を、メニュー等に表示していること。
- (2) 使用している食材について、説明できるように努めていること。
- (3) 地産地消にこだわって次に掲げる要件を満たす市産食材を用いた料理を提供していること。
 - ① 米は、市産米を100%使用していること。
 - ② 酒類を提供している場合は、常に市産品を取り扱うことに努めていること。
 - ③ 米及び酒類を除いて、年間通じて概ね50%以上は市産食材を使用していること。
- (4) 食品衛生法等、関係法令を遵守していること。
- (5) 「食の黄金文化奥州」をPRすること。

第6 認定

- (1) 市長は、認定申請書を受理した場合は、第5に規定する認定要件に基づき内容を審査し、必要に応じて現地調査を実施して認定の可否を決定する。
- (2) 認定の可否について、認定結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

第7 認定プレートの交付

市長は、「食の黄金店」として認定を行った場合は、認定を受けた飲食店等（以下「認定店」という。）に対し、認定プレートを交付するものとする。

第8 支援内容

認定店に対する支援は、次のとおりとする。

- (1) 市ホームページへの掲載、マスコミへの情報提供、その他認定店の広報の実施
- (2) 食のイベント、勉強会等の情報提供

第9 認定店の責務

認定店は、店内の見えやすい場所に認定プレートを掲示し、自らも認定店であることをPRするとともに、地産地消の推進及び市産食材のPRに努めるものとする。

第10 認定期間

認定期間は、認定の日の属する年度の末日までとする。

第11 認定の継続更新

- (1) 市長は、毎年度、認定期間の継続更新に先立ち調査を行い、認定店（認定期間が1年に満たないものを除く。）が引き続き第5に規定する認定要件を満たしていることを確認するものとする。
- (2) 認定期間内に辞退の申し出等がない場合は、更に1年間認定を継続するものとし、以後同様とする。

第12 申請内容の変更

認定店は、店舗名、所在地等認定申請書に記載された事項に変更が生じた場合は、速やかに申請内容変更届（様式第3号）を、市長に提出するものとする。

第13 認定の辞退

認定店は、廃業等によりその営業を終了した場合、第5に規定する認定要件に該当しなくなった場合又は認定の辞退を希望する場合は、認定辞退届（様式第4号）を市長に提出し、あわせて認定プレートを返還するものとする。

第14 認定の取消

- 1 市長は、認定店が次のいずれかに該当することが確認された場合には、認定を取り消すものとする。
 - (1) 認定店から認定辞退届（様式第4号）が提出された場合
 - (2) 第5に規定する認定要件を満たさなくなった場合
 - (3) 公序良俗に反する行為を行ったことが明らかになった場合
- 2 市長は、前項第2号及び第3号の事実を確認するために必要がある場合には、調査を実施することができ、認定店は市長の調査に協力するものとする。
- 3 第1項の規定により認定を取り消した場合は、認定取消通知書（様式第5号）により通知しなければならない。
- 4 認定店は、認定を取り消されたときは、速やかに認定プレートを市長に返還するものとする。

第15 その他

この要領に定めるものの他、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

年 月 日

奥州市長 あて

飲食店等所在地：

飲食店等名称：

代表者氏名：



担当者：所属 氏名

電話：

奥州地産地消こだわりの店「う米まいのおうしゅう食の黄金店」認定内容変更届出書

奥州地産地消こだわりの店「う米のおうしゅう食の黄金店」認定申請内容について変更があったので、奥州地産地消こだわりの店「う米のおうしゅう食の黄金店」認定制度実施要領12の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 変更内容	変更前	
	変更後	
2 変更理由		
3 変更年月日		

年 月 日

奥州市長 あて

飲食店等所在地：

飲食店等名称：

代表者氏名：

担当者：所属 氏名

電話：

印

奥州地産地消こだわりの店「う米^{まい}のおうしゅう食の黄金店」認定辞退届

このことについて、奥州地産地消こだわりの店「う米のおうしゅう食の黄金店」認定制度実施要領第13条の規定により、認定を辞退しますので、次のとおり届け出ます。

記

1 辞退年月日

2 辞退を希望する理由

様

奥州市長

奥州地産地消こだわりの店「う米まいのおうしゅう食の黄金店」認定取消通知書

奥州地産地消こだわりの店「う米のおうしゅう食の黄金店」認定制度実施要領第14の規定により、認定を取り消しましたので通知します。

記

1 申請者

(1) 飲食店等名

(2) 所在地

(3) 代表者氏名

2 認定取消年月日 年 月 日

3 取消理由

4 その他

認定にあたり交付しました奥州地産地消こだわりの店「う米のおうしゅう食の黄金店」認定プレートは、速やかに市に返還してください。